

令和5年度 第2回太田市公共工事入札等監視委員会 次第

日 時 : 令和5年11月14日 (火)
場 所 : 太田市役所9階 9B会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 令和5年度上半期入札・契約状況について **【資料1】**

(2) 令和5年度上半期入札契約の内容審査について **【資料2】**

・内容審査 No. 1 : **【不調】** (仮称) 太田市スケートパーク整備工事
(仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事
[条件付一般競争入札 (通常型) ・指名競争入札]

・内容審査 No. 2 : 太田市精米センター倉庫改築工事

[随意契約]

4 その他

5 閉 会

令和5年度 第2回太田市公共工事入札等監視委員会 会議概要

開催日時	令和5年11月14日（火） 午前9時54分～午前11時13分
開催場所	太田市役所9階 9B会議室
出席者	[委員] 小川委員長、大谷副委員長、大島委員、湯澤委員、中村委員(出席) [事務局] 瀬古総務部長 以下5名

1 開 会

2 挨拶

《委員長》

おはようございます。コロナも落ち着き、通常のいろいろなイベント等もやっているようです。私の仕事柄、倒産関係の取扱いが多いのですが、サービス業、製造業、建設系の話もあり、返済が大変であるということもあるのですが、そもそも人が足りないということで、仕事を受けられないとか、業務を回していけないということで、なかなか利益にならないという状況があるようです。そういった状況も公共工事に反映されていくのかなといった所感があります。本日は勉強させていただきたいと思います。

《総務部長》

本日はお忙しい中、令和5年度第2回太田市公共工事入札等監視委員会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。11月に入りましても暖かい日が続いておりましたが、ようやくこの時期らしい気温となって参りました。こうした中、全国的にはインフルエンザが流行しているということです。年末にかけてピークを迎えるような話も出てますので、皆さんも十分注意していただきたいと思います。

さて、本日の監視委員会ですが、令和5年度上半期に執行されました、入札契約案件についてご審査いただくこととなりますが、慎重審議をお願い申し上げまして、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

3 議 題 (進行:委員長)

(1) 令和5年度上半期入札・契約状況について

◎令和5年度上半期 (実績)

◆入札・契約状況について (事務局より説明)

項 目	件 数	予定価格(円) (税抜き)	落札金額(円) (税抜き)	単純平均落札率 (対予定価格)	加重平均落札率 (対予定価格)
●競争入札 小計 (対前年比)	301 (108.66%)	4,563,400,000 (82.89%)	4,250,210,000 (88.02%)	85.68% (△0.28ポイント)	93.14% (+5.43ポイント)
条件付一般競争入札 (通常型)	246	4,241,750,000	3,954,660,000	85.24%	93.23%
うち総合評価方式	0	0	0	-	-
条件付一般競争入札 (小規模型)	52	141,860,000	123,940,000	87.40%	87.37%
指名競争入札	3	179,790,000	171,610,000	92.61%	95.45%
●随意契約 小計	4	117,760,000	117,000,000	99.43%	99.35%
うちコペ又はプロポーザルによる契約	0	0	0	-	-
合 計 (対前年比)	305 (107.77%)	4,681,160,000 (84.06%)	4,367,210,000 (89.29%)	85.86% (△0.36ポイント)	93.29% (+5.46ポイント)

◆くじ引きによる落札件数の状況 (事務局より説明)

種 別		令和5年度上半期	令和4年度上半期
工 事		54.3%	59.8%
業務委託	建設コンサルタント	40.0%	15.0%
	役務	86.0%	94.7%
	業務委託 計	75.4%	80.7%
合 計		63.3%	68.2%

《 審議結果 》

委 員：説明の中で、令和4年度太田市清掃センター解体工事の落札率が、最低制限価格下限の75%とのことだが、どうか。

事務局：本件は、発注にあたって設定する工種が解体という工種になります。太田市では、最低制限価格を算定するための国の示したモデル、令和4年度中央公契連モデルを採用しております。ほとんどの工種が本モデルに基づいて最低制限価格を設定しておりますが、解体については、これによる算定に馴染まないということで、入札審査委員会でご承認を頂いた上で75%で算定をするというルールで運用をしております。

委 員：公共施設の長寿命化について、建物は、どういう基準で施工を決めているのか。年数等なのか。また誰が優先順位をつけるのか。

事務局：太田市では、総合計画のうち毎年ローリングする実施計画の中で俎上にあげて、企画政策課と財政課が全体を見ながら順位付けしています。それともう一つは、公共施設等総合管理計画に基づいた各施設ごとの個別計画において、年数を決めて改修計画をたてるということをやっています。多くの施設は、概ね20年から25年の間で、最初の改修に入っているかと思います。

(2) 令和5年度上半期入札契約の内容審査について

◆内容審査No. 1 : 【不調】(仮称) 太田市スケートパーク整備工事
(仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事

●発注概要・経過 (事務局より説明)

[経緯説明]

本事業は、(仮称) 太田西複合拠点公共施設の隣接地である新田金井町地内に、市外からの集客が見込まれ、近隣にもあまりないスケートボード等の専用施設を整備し、にぎわいの創出及び地域の活性化を図ることを目的とした事業です。対象種目は、スケートボード、インラインスケート、BMXで、とりわけスケートボードにつきましては、オリンピックの正式種目として採用されるなど盛り上がりを見せている種目であり、令和6年6月のパリオリンピック開催に先立ちまして、スケートボードを含めたストリートスポーツ専用施設の供用を開始することを目標に整備を進めています。施設の概要ですが、約3000平方メートルのフルコンクリート施設で、フラットエリア、ストリートエリア、パークエリアの三つに分けたレイアウトとなっております。フラットエリアの広さ、ストリートエリアのボックスやレール、コブなどの12のセクション、パークエリアの高さ0.9から最大3メートルまでのクォータと呼ばれる構造物が、本施設の特徴となります。

それでは1回目の発注における入札条件から説明します。1回目の入札は、本市の入札制度の原則に従い、条件付一般競争入札で実施しました。工種は土木一式、発注ランクはA、特定建設業許可を有することを条件としたほか、3000平方メートルを超えるフルコンクリート施設であり、施工難易度が非常に高いことから、担当課との協議により、「過去にコンクリート構造のクォータの元請施工実績を有すること」との実績条件を設定しました。また、これらの条件をクリアする市内業者はいないことから、地域要件はなしとしました。

この入札結果ですが、入札参加申請5者に対し、全者辞退という結果であり、入札不調となってしまいました。不調の原因としては、実績条件のハードルが高すぎたと分析しました。実績条件を満たす県外業者にヒアリングしたところ、金額が合わない、発注を知らなかったとの意見が寄せられました。また市内業者にもヒアリングしたところ、実績条件を満たさなくても十分施工可能だと意見もありました。そこで、担当課と協議のうえ、2回目の発注条件を変更することとしました。

2回目の入札は、実績条件を課さずに、指名競争入札として実施しました。これは、パリオリンピックに間に合わせるという施工条件のなか、条件付一般競争入札の入札日程で実施した場合、十分な工期の確保が困難であり早期発注を図るため、指名競争入札としたものです。次に履行期間ですが、条件付一般競争入札の場合、着手日は6月30日となりますが、指名競争入札としたため、2週間早い6月16日着手が可能となりました。次に予定価格ですが、単価を見直し、197万円増の1億2008万円としました。

入札結果ですが、土木一式のA等級の市内業者である中で特定建設業許可を有する者から19者を指名し、11者が辞退したものの、8者から応札があり、岩崎工業株式会社1億1800万円で落札しました。落札率は98.27%でした。

以上がNo.1の2案件の説明となります。

内容審査 No.1 - ①		発注形態	条件付一般競争入札 (事後審査型)	
案件名	(仮称) 太田市スケートパーク整備工事	履行場所	太田市新田金井町地内	
概要	敷地造成工 一式 スケートパーク工 一式 施設工 一式 排水設備工 一式 給水設備工 一式 給電設備工 一式			
契約年月日	令和5年5月9日			
履行期間	令和5年5月10日～令和6年3月15日			
入札参加資格	①土木一式(特定建設業許可) ②A等級 ③地域要件なし ④過去にスケートパーク等の施設整備においてコンクリート構造のクォータ(ボールやプールとも呼ばれる)の元請施工実績を有すること など			
予定価格	118,110,000円 (税抜き)			
落札価格	不調	落札率	-	
契約の相手方	所在地 名称 代表者名	-		
入札結果	●5者が参加申請、5者が辞退			

内容審査 No.1 - ②		発注形態	指名競争入札
案件名	(仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事	履行場所	太田市新田金井町地内
概要	敷地造成工 一式 スケートパーク工 一式 施設工 一式 排水設備工 一式 給水設備工 一式 給電設備工 一式		
契約年月日	令和 5 年 6 月 15 日		
履行期間	令和 5 年 6 月 16 日 ~ 令和 6 年 3 月 15 日		
予定価格	120,080,000 円 (税抜き)		
落札価格	118,000,000 円 (税抜き)	落札率	98.27%
契約の相手方	所在地 群馬県太田市下小林町 62-1 名称 岩崎工業 (株) 代表者名 代表取締役 岩崎 武則		
入札結果	●19 者を指名、11 者が辞退、8 者による入札 ●岩崎工業 (株) が落札者として決定した。		

《 審議結果》

委員：施設施工に高度な技術と手間がかかるということだが、1 回目の入札で金額が合わない等の理由で全者辞退となったにもかかわらず、2 回目の入札条件でも金額的にたくさん増えたわけではないとのことだが、大丈夫なのか。

事務局：1 回目の入札で、辞退した 5 者のうち、1 者は金額が合わないとの理由でしたが、残る 4 者は市内業者で実績要件を満たせないとの理由によるものでした。市内業者であれば、この金額の中で十分対応可能という話で聞いておりました。

委員：物価高騰に伴い、建築資材も急激な値上がりをしているかと思うが、公共工事では見積もりから入札までの期間はどのくらい空いているのか。

事務局：担当課における積算から工事の着手までの期間は、一般的な入札日程では、2 か月以上の期間を要しています。積算にあたってはその時点の最新単価や市場の実勢に基づいて積算していますが、その後、資材高騰等があった場合には、スライド条項や変更契約により対応しています。

委員：1 回目の入札で実績条件を満たす県外業者のうちの 1 者から応札が無かったとのことだが、太田市の入札にもともと興味が無かったということか。

事務局：入札公告ですので積極的に探しに行くという姿勢で見ていただかない限りは、なかなか難しいところはあるかもしれませんが、ただし、今回の場合、ヒアリングした担当者は、知らなかったとは言いつつも、そもそも参加する気がなかったという印象を受けたとのことでした。

委員：他の仕事との兼ね合いや金額が合わないなどの諸事情で参加者が無かったということか。

事務局：施工実績があるといっても元請なのか下請なのか、関わり方の事情があった可能性もあります。いずれにしても発注者側としては、関心を持っていただきたいという思いはありますので、こうした中、2 回目の入札で市内業者から応札があったことは、やる気をもってやっていただいているということで、結果的に良かったと考えています。

委員：完成した施設はどう活用していくのか。全国や関東の大会などの需要が無いと、県内だけの利用では活性化しないのではないか。

事務局：担当課での想定は、沢山の人に使っていただきたいということがまずありまして、大会の開催までは想定していないとのこと。スケートボードの大会基準は、厳しい基準があると聞いています。ですからまずは練習で使っていただいて、各大会で活躍してもらえればと考えています。

委員：駐車場や管理はどうなるのか。

事務局：駐車場は、(仮称) 太田西複合拠点公共施設と兼用で整備します。管理については、直営かどうかということも含めて未定です。

委員：怪我の対応について、利用者に免責事項を了承させるなどの考えはあるか。

事務局：怪我の可能性のある施設ですから、何かしらの制限は考えなければならぬと考えています。

◆内容審査 No. 2 : 太田市精米センター倉庫改築工事

●発注概要・経過 (事務局より説明)

[経緯説明]

本件は、8月1日に開札を行った太田市精米センター倉庫改築工事として、随意契約を行った案件です。地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則ですが、政令で定める場合においては、競争の方法によらず任意に特定の相手方を選択した契約、随意契約の方法によることが認められています。随意契約には、手続きが簡略、経費の面で負担が少ないなどのメリットがある一方、運用を誤ると、契約自体が情実に左右される、公平な取引が妨げられるなどのデメリットがあることも指摘されています。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1号から第9号までにおいて、この随意契約が認められる場合の要件が限定的に定められているところです。本件は、このうち第6号「競争入札に付することが不利な場合」、すなわち、「現に契約履行中のものに履行させた場合に、履行期間の短縮や経費の節減が図れ、有利になる場合」を適用した契約となります。

事業の概要ですが、新田庁舎の北側に学校給食用の米を精米するための施設、精米センターがありまして、このセンターが使用する倉庫が、(仮称)太田市スケートパーク本体整備工事を行う工事車両の動線に当たり、工事の支障となることから、同一敷地内に曳家工法により移転工事をするという内容です。

こちらの倉庫ですが、当初は競争入札によって、現倉庫を解体処分し、同じ規模の倉庫を新設する予定でした。しかしながら、関係各所と調整した結果、解体、新築した場合よりも、曳家工法で施工した場合の方が、トータルコストが抑えられることが判明し、そこで曳家工法による施工を検討することになりました。ただし、この場合には、精米倉庫を使用できなくなる期間が生じることから、精米の業務に影響を及ぼさないよう学校の夏休み期間中に工事を終える必要があるという課題もありました。解体して建てる場合には、新しいものを作るまで現倉庫が使えるわけですが、曳家の場合、その移動の間、倉庫内のものを外に出さなければならぬので、その期間は使えません。精米したお米を主に倉庫の中で保管する施設ですが、学校が開いている期間ですと、学校給食の米を保管しなければいけませんので、どうしても夏休みの間に工事を終えて、学校給食に影響を出さないようにしなければなりません。これらの要因を総合的に考慮した結果、スケートパーク本体整備工事の請負業者である岩崎工業株式会社に施工させることで、全体的な工期の短縮(約39日)と経費の節減(税込み約55万円)が図れ、安全、円滑かつ適切な施工が確保できる等のメリットが期待されることから、先ほどの地方自治法施行令の規定、「競争入札に付することが不利と認められる場合」を適用いたしまして、岩崎工業(株)を指名しました。

入札の結果としては、2度にわたる入札の結果、300万円で落札となりました。落札率は100%でした。これは当初想定の新築した場合と比べて、経費とすると258万5000円の節減、工期とすると41日間の短縮となりました。また、曳家工法として入札した場合と比べても、経費として55万円の節減、工期として約39日間の短縮が図られたということになります。以上、No.2の説明となります。

内容審査 No. 2		発注形態	随意契約
案件名	太田市精米センター倉庫改築工事		履行場所 太田市新田金井町地内
概要	基礎工事 一式 移設工事 一式 舗装工事 一式 撤去工事 一式		
契約年月日	令和5年8月2日		
履行期間	令和5年8月3日～令和5年8月21日		
予定価格	3,000,000円 (税抜き)		
落札価格	3,000,000円 (税抜き)	落札率	100.00%
契約の相手方	所在地 群馬県太田市下小林町62-1 名称 岩崎工業(株) 代表者名 代表取締役 岩崎 武則		
随意契約理由	随意契約による節減額 550,000円 (1) 随意契約適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 (2) 随意契約理由 (仮称)太田市スケートパークの整備にあたり支障となる太田市精米センター倉庫について、当初は当該倉庫を解体処分のうえ、同一敷地内における別の箇所へ同規模の倉庫を新設する予定でしたが、関係各所との再調整の結果、当該倉庫を活かして曳家する方針となりました。曳家については、解体処分のうえ新設する当初の方針とは異なり、倉庫を使用できなくなってしまう期間が生じることから、市内の公立幼稚園、小中学校および義務教育学校が夏休みの間に短期間にて対応することが求められております。少しでもコストを節減し、工期を短縮のうえ曳家を行うためには、現在施工中である(仮称)太田市スケートパーク本体整備工事の請負業者に施工させることが最も効果的であり、競争入札に付することは不利と認められます。 (3) 業者選定理由 上記理由を達するには、(仮称)太田市スケートパーク本体整備工事の受託者である岩崎工業株式会社を選定する必要があります。		

《 審議結果》

委 員：経費として 55 万円の節減とのことだが、これは同じ曳家工法の場合と比較しても下がっているということか。その理由は何か。

事務局：その通りです。理由としては、岩崎工業さんが、隣にスケートパーク本体整備工場の現場を有していることと、曳家のノウハウを持っていることと両方あると思います。

委 員：倉庫は、まだまだ劣化していない、使用に耐えるということか。

事務局：大きなしっかりした倉庫であり、頑丈でまだまだ使える倉庫であると考えています。

委 員：市内小中学校全校分のが、倉庫に保管されているのか。

事務局：倉庫の南側に、精米の機械が入った大きな建物があります。こちらで精米された米を、倉庫で一旦保管し、その後、市内の小中学校に運ばれるという流れになっています。

委 員：倉庫がスケートパークの整備にあたり支障というのは、車両が通るスペースを確保したいという理由によるのか。

事務局：工事車両の出入りにおいて、倉庫が動線にあたることから、工事施工上の支障になるということです。

委 員：スケートパーク本体整備工事を随意契約でという考えはなかったのですか。

事務局：スケートパーク本体整備工事を随意契約でやるというのは難しいかと思います。プロポーザル方式というやり方はありますが、この場合、金額だけでなく他の条件を加味してプロポーザルで特定した業者さんと第 2 号の随意契約を結ぶこととなります。

4 その他 (特になし)

5 閉 会

《総務部副部長》

本日は委員の皆様の貴重なお時間をいただき、大変ありがとうございました。様々なご意見いただきました。今後、私どもの事務事業に反映させていきたいと思っております。今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。